

株式会社 W D I

定 款

2020年6月23日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 WDI と称し、英文では WDI Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- ① 飲食店の経営並びに管理、運営業務の受託
- ② 貴金属、酒類の輸出入業務並びに国内販売
- ③ 食料品の販売及び菓子の製造販売並びに食料品、菓子の輸出入
- ④ 不動産の賃貸借並びに売買、斡旋及び管理
- ⑤ 化粧品、衣料、装身具、日用品雑貨、スポーツ用具、家具類、タバコ、印刷物、レコード類、玩具、服飾品等の輸出入及び販売
- ⑥ 国内外アーチストの招聘及び公演
- ⑦ 映画、演劇、コンサート、講演、講座の主催及びチケットの販売
- ⑧ 各種イベントの企画・制作
- ⑨ CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフト等の企画、制作、販売
- ⑩ クラブ、ホテル、バー、喫茶店の経営
- ⑪ 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
- ⑫ 経営コンサルタント業務
- ⑬ 情報提供サービス業
- ⑭ 印刷及び出版業務
- ⑮ 結婚式、その他祝事の企画並びにそれに付随する物品の販売、賃貸及びその斡旋
- ⑯ 投資及び融資業務
- ⑰ 内装仕上工事の設計・請負・監理
- ⑱ 情報の提供・処理サービス業及び電気通信事業
- ⑲ 企業の管理部門業務の受託
- ⑳ 葬儀葬祭に関する事業
- ㉑ ケータリングサービス事業
- ㉒ 花卉の販売
- ㉓ 観光船の運営に関する事業
- ㉔ 給食及び給食管理事業

- ㉕ 農産物の生産・加工・販売
- ㉖ システム開発及び販売
- ㉗ インターネットを利用した通信販売、電子商取引による店舗経営
- ㉘ 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公 告)

第5条 当会社の公告は電子公告により行うものとする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は22,127,680株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続等及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、

出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当の基準日)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。